

静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事に係る
技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による
公募型プロポーザル業務説明書

静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事に係る設計業務及び工事の優先交渉権者の選定における、公募型プロポーザル方式の手続については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 実施概要

(1) 業務内容等

- ア 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事に係る設計業務、工事及びその他必要な手続(以下「本業務」という。)を行う。
- イ 本業務は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(令和2年1月)における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものである。本業務は、技術提案書等に基づき優先交渉権者として選定された者と基本協定及び設計業務委託契約を締結した後、設計業務の過程で基本協定に基づく価格の交渉を行い、静岡県議会の承認を経て工事の契約を締結する。
- ウ 本業務の工事施工は、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- エ 建築基準法で定められた工事監理業務は、本業務の対象外である。

(2) 履行期間

設計業務委託 契約締結の翌日から令和8年3月18日限り
工事 令和8年10月から令和11年3月(予定)

(3) 発注者

静岡県知事 鈴木康友

(4) 設計業務予算額及び参考額

設計業務委託の予算額は、18,000,000円(消費税込み)とする。なお、設計業務委託料参考額は参加資格の確認と共に通知する。

2 対象工事の概要

- (1) 施設名称 静岡県食肉センター汚水処理施設
- (2) 敷地の場所 菊川市赤土 地内
- (3) 敷地面積 47,312.94 m²
- (4) 構造規模
- ア 解体工作物

名 称	構造・階数	延床面積(m ²)	備 考
受水槽調整槽 1	RC造	約68m ²	図面無
受水槽調整槽 2	RC造	約156m ²	図面無
汚水浄化装置機械室 1	RC造 1 階	約42m ²	図面無

※付属水槽含む			
汚水浄化装置機械室 2 ※付属水槽含む	RC造 1 階	約96㎡	図面無
洗車場	—	—	図面無
上記に係る基礎(杭含む)、電気・機械設備・既存污水处理設備、外構の解体処分を含む。 ただし杭の有無については設計時に確認を行う。			

イ 新築建築物

名 称	内 容 (参考)
污水处理施設	・前処理 原水槽、貯留槽 ・生物処理 曝気槽、濃縮槽、沈殿槽 ・消毒放流 処理水槽、消毒槽、放流槽 ・汚泥処理 汚泥濃縮槽、汚泥槽、脱水機 ※上記は想定される水処理及び汚泥処理の方式の一例を示している ※水処理及び汚泥処理の方式は上記に限らない
上記に係る給排水及び電気切り回し、電気設備工事、外構工事を含む。	

(5) 工事費目標額及び参考額

工事費目標額は、13億8千万円（消費税込み）とする。なお、工事費参考額は技術提案書提出日以降に別途通知する。

3 スケジュール

以下に本業務全体のスケジュールを示す。日程については都合により変更する場合がある。

(1) 「プロポーザル」のスケジュール

日程	内 容
令和 7 年 4 月 24 日 (木)	公告、資料の配布
令和 7 年 5 月 1 日 (木)	本説明書及び関連資料に関する質問書の受付締切
令和 7 年 5 月 9 日 (金)	本説明書及び関連資料に関する質問書への回答縦覧開始
令和 7 年 5 月 26 日 (月)	資格審査書類の提出期限
令和 7 年 5 月 30 日 (金)	競争参加資格確認、技術提案書提出要請及び設計業務委託料参考額の通知
令和 7 年 6 月 6 日 (金)	競争参加資格なしの説明請求期限
令和 7 年 6 月 11 日 (水)	技術提案書作成に関する質問書の受付締切
令和 7 年 6 月 13 日 (金)	競争参加資格なしの説明請求に対する回答期限
令和 7 年 6 月 17 日 (火)	技術提案書作成に関する質問に対する回答期限
令和 7 年 6 月 18 日 (月)	技術提案書作成に関する質問に対する回答縦覧開始
令和 7 年 6 月 27 日 (金)	技術提案審査書類の提出期限
令和 7 年 7 月 3 日 (木)	工事費参考額の通知（予定）

令和7年7月11日(金)	技術提案書に係るヒアリング(予定)
令和7年7月23日(水)	技術提案書改善要請事項通知
令和7年8月4日(月)	改善技術提案書、概算工事費見積書の提出期限
令和7年8月25日(月)	優先交渉権者選定通知
令和7年9月1日(月)	契約用特記仕様書の提出期限
令和7年9月2日(火)	優先交渉権者に関する非選定理由の説明請求期限
令和7年9月9日(火)	優先交渉権者に関する非選定理由の説明請求回答期限

(2) 「設計業務」のスケジュール(予定)

日程	内容
令和7年9月(予定)	設計業務委託契約の締結、基本協定書の締結
令和7年11月中旬	概算工事費の提出
令和8年2月	工事価格交渉、合意
	工事に関する契約条件等の確認
令和8年3月18日(水)	設計業務委託完了

(3) 「工事」のスケジュール(予定)

日程	内容
令和8年6月下旬	工事仮契約締結
令和8年10月上旬	工事本契約締結
令和11年3月上旬	工事完成

4 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布資料

- 資料1 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等作成要領
- 資料2 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事技術提案書等作成様式集
- 資料3 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等評価要領
- 資料4 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事設計業務委託特記仕様書(案)
- 資料5 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事に関する基本協定書(案)
- 資料6 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事要求水準書
- 資料7 現地写真(参考)

(2) 提供図面

- 図面1 用地実測図原図(令和4年3月)
- 図面2 敷地地盤調査ボーリング柱状図(令和4年3月)
- 図面3 外構全体平面図(令和8年度末想定)
- 図面4 参考ステップ図(1)～(6)
- 図面5 排水側溝全体平面図
- 図面6 排水側溝平面図(汚水処理新築予定範囲周辺)

(3) 配布期間

令和7年4月24日(木)午前9時から令和7年6月27日(金)の午後4時までの間

(4) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム (P P I)

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び静岡県ホームページ「プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kokyokenchiku/1003515/1029163.html>>

5 建設予定地及び既存建物等の確認

(1) 現地説明会

現地説明会は行わない。

(2) 現地視察

既存建物内を含めた現地視察を希望する者は、下記の日程で事務局が対応する。なお、詳細は、技術提案審査対象者に関する通知を確認すること。

ア 対象者

資格審査通過者

イ 日程

令和7年6月2日(月)から令和7年6月6日(金)の期間で、施設管理者との調整が整った日時とする。(資格審査通過者あたり最大6名まで)

6 事務局・選定委員会

(1) 事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館13階

	役割	部 局 名	電話番号／E-mail
ア	契約に関する 照会窓口	静岡県財務部 建築企画課契約班	054-221-2357 kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp
イ	技術に関する 照会窓口	静岡県財務部 設備課機械班	054-221-2932 setsubi@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 選定委員会

役 職	職 名
委員長	静岡県財務部参事（営繕担当）
副委員長	静岡県経済産業部理事（農業担当）
委員	静岡県経済産業部農業局畜産振興課長
	静岡県財務部建築企画課長
	静岡県財務部建築工事課長
	静岡県財務部設備課長

7 参加資格要件

7-1 共同企業体の要件

次に掲げる条件をすべて満足する「異業種特定建設工事共同企業体」（以下「乙型共同企業体」という。）であること。

(1) 乙型共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2 者
②構成員の組合せ	7-1 (2)に記載する機械器具設置企業及び7-1 (3)に記載する建築企業の資格要件を満足する2者の組み合わせとする。
③結成方法	自主結成とする。異業種特定建設工事共同企業体協定書(乙型)により、分担施工方式の乙型共同企業体を結成する。
④代表企業	機械器具設置企業とする。
⑤その他	設計業務は乙型共同企業体の構成員が行うものとする。

(2) 機械器具設置企業の資格要件

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	機械器具設置工事 ※工事の契約までに機械器具設置工事に関する静岡県における建設工事入札参加資格の認定を受けていること
②許可の種類	機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	機械器具設置工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上
④施工実績	平成22年4月1日以降に契約した以下のいずれかの施設の汚水処理施設の汚水処理設備工事(新築又は改築)を元請け(乙型共同企業体含む)として施工した実績を有すること。ただし、甲型共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 ・と畜場法第3条に基づく「と畜場」を有する食肉卸売市場又は産地食肉センター ・食品工場※ ※食品の製造・加工を行う施設のうち、建築基準法施行規則に定める主要用途区分が「工場(自動車修理工場を除く。)」に該当する施設に限る
⑤配置予定技術者	設計業務を補助する技術者（機械器具設置）として次の要件を満たす者を配置できること。 ・監理技術者資格者証（機）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者 ・参加表明書提出日以前に当該組織に属していること。 ・専任での配置は不要とする。（建設業法第26条3項に規定する専任の技術者への従事を妨げるものではない。） ・従事期間は契約締結の翌日から令和8年3月18日限りとする。
⑥その他の条件	7-2 その他共通資格要件に記載のとおり

(3) 建築企業の資格要件

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事かつA等級に格付けされた者
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上
④営業所の所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所が静岡県内にあること。「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう。
⑤配置予定技術者	設計業務を補助する技術者（建築）として次の要件を満たす者を配置できること。 ・ 監理技術者資格者証（建）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者 ・ 参加表明書提出日以前に当該組織に属していること。 ・ 専任での配置は不要とする。（建設業法第26条3項に規定する専任の技術者への従事を妨げるものではない。） ・ 従事期間は契約締結の翌日から令和8年3月18日限りとする。
⑥その他の条件	7-2 その他共通資格要件に記載のとおり

(4) 設計業務における資格要件

参加表明書提出日以前に当該企業体構成員いずれかの組織が以下の条件を全て満たすこと。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格の認定業種	建築関係建設コンサルタント業務 ※設計業務の契約までに建築関係建設コンサルタント業務に関する静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること
②管理技術者	・ 一級建築士の資格を有すること。 ・ 静岡県業務委託契約約款（建築設計）第10条第1項に定める管理技術者であること。 ・ 7-1 (2) (3)にある技術者を兼ねることはできない。
③その他	・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

7-2 その他共通資格要件

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
②参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

③静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。

④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

8 資格審査書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、企業の参加資格要件等調書等を提出すること。

(1) 提出資格

資格審査書類を提出する者は代表企業とする。

(2) 提出期間

令和7年4月24日（木）から令和7年5月26日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時までの間（必着）

(3) 提出先

6(1)アに示す静岡県財務部建築企画課契約班まで持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出書類（各1部）

様式第1号を表紙として、以下の様式を記載の上、根拠書類を添えて提出すること。

様式等	サイズ	内容
様式第1号	A4縦型	参加表明書
様式第2号	A4縦型	企業の参加資格要件等調書
様式第3号	A4縦型	配置予定技術者調書
様式第4号	A4縦型	設計業務委託料見積書
様式第4号ー2	A4縦型	設計業務委託料内訳書

(5) 作成方法

資料1 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

9 本説明書及び関連資料に対する質問

(1) 本説明書及び関連資料に対する質問がある場合は、次に従い様式第5号により提出すること。

ア 受付期間

令和7年4月24日（木）午前9時から令和7年5月1日（木）午後4時までの間（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時までの間）

イ 提出先

6(1)イに示す静岡県財務部設備課機械班まで提出すること。

ウ 提出方法

電子メールによる。電子メールの送信後、その旨を電話で連絡すること。
これにより難しい場合は持参又は郵送により提出すること。（期間内必着）

エ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。なお、質問内容で参加者名がわかる記載は認めない。質問は参加者1者に対し、1回限りとする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和7年5月9日（金）に質問者に対して電子メールにより行うほか、4(4)に示す、静岡県ホームページ「プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。

10 技術提案審査対象者の選定

参加資格の確認後、参加資格を有する者を技術提案審査対象者として選定し、その結果を令和7年5月30日（金）までに通知する。ただし、参加表明書を提出した者が5者を超えた場合は、資料3の静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等評価要領「3 実績評価」の合計の上位5者程度を技術提案審査対象者として選定する。

技術提案審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）を合わせて通知する。

11 非選定理由に関する事項

- (1) 10により選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知の日の翌日から令和7年6月6日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後4時までの間に、書面（様式自由）により発注者に対して非選定の理由について、説明を求めることができる。
- (2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年6月13日（金）までに書面により回答する。
- (3) (1)の書面は、6(1)アに示す静岡県財務部建築企画課契約班まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参又は郵送（期間内必着）のいずれかの方法でも可とする。ただし、電子メールにて提出した場合はその旨を電話で連絡すること。

12 技術提案審査書類の提出

技術提案審査対象者は技術提案審査書類として、次により技術提案、概算工事費見積書を技術提案書等として提出すること。特に技術提案は設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うことを求める。

(1) 提出期間

令和7年5月30日（金）から令和7年6月27日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

6(1)イに示す静岡県財務部設備課機械班まで持参又は郵送により提出すること。また、同様のデータを電子メールにて提出すること。

(3) 提出書類（各1部）

ア 技術提案に関する書類

様式第6号を表紙として、以下の書類を記載の上、提出すること。

様式等	サイズ	内容
様式第6号	A4縦型	技術提案書等提出書(表紙)
様式第7号	A3横型	技術提案書

様式第 8 号	A4縦型	概算工事費見積書
様式第 8 号- 2	A4縦型	概算工事費見積内訳書
様式 9 号	A3 横型	水処理方式等説明書

(4) 書類の作成方法

資料 1 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

(5) 共同企業体の取扱い

本プロポーザルにおける共同企業体の参加資格の取扱いについては、様式第 2 号 企業の参加資格要件等調書を提出することで参加資格確認申請が行われたものとみなし、15によるヒアリングの実施をもって参加資格が確認されたものとみなす。

13 技術提案書等に関する質問

(1) 技術提案審査に関する技術提案、ヒアリング及び要求水準書に関する質問がある場合は、次に従い様式第 5 号- 2 により提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 24 日（木）午前 9 時から令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 4 時までの間（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時までの間）

イ 提出先

6 (1)イに示す静岡県財務部設備課機械班まで提出すること。

ウ 提出方法

電子メールによる。電子メールの送信後、その旨を電話で連絡すること。

これにより難しい場合は持参又は郵送により提出すること。（期間内必着）

エ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。なお、質問内容で参加者名がわかる記載は認めない。質問は参加者 1 者に対し、1 回限りとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和 7 年 6 月 18 日（水）に質問者に対して電子メールにより行うほか、4 (4)に示す、静岡県ホームページ「プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。

14 技術提案書等の評価

(1) 評価・配点

資料 3 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等評価要領による。

(2) ヒアリング

技術提案書等の提案内容等について、ヒアリングを実施し、技術提案書の審査及び評価を行う。

15 ヒアリング

技術提案の内容について、配置予定の管理技術者に対して、6 (2)の選定委員会により、次のとおり非公開によるヒアリングを実施し技術提案書の審査及び評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として技術者 1 名の出席を認めるものとする。

(1) 実施日時

令和7年7月11日(金)(予定)

(1者に対し60分程度(説明30分、質疑30分)、詳細な時間については別途通知する。)

(2) 実施方法

原則、対面による。対面によるヒアリングが難しい場合は、実施方法について別途調整を行う。

(3) 対象者

技術提案審査対象者

(4) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から、技術提案(様式第7号関係)の内容について説明

イ 技術提案の内容に関する質疑応答

(5) その他

ア ヒアリング時における資料の追加は認めない。

イ ヒアリングの開始前に、配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書(写)を提示すること。

ウ ヒアリング日程については変更する場合がある。

16 技術提案書改善要請事項の通知及び改善した技術提案書の再提出

技術提案のヒアリング実施後、技術提案書改善要請事項(技術提案の採否を含む)を通知する。通知を受け取った場合は次に従い改善した技術提案書を再度提出すること。また、自発的に技術提案書の改善を行いたい場合も、次に従い改善した技術提案書を再度提出すること。なお、改善された技術提案書の審査及び評価において、再度の改善要請を通知する場合がある。

(1) 提出期間

令和7年7月23日(水)から令和7年8月4日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

6(1)イに示す静岡県財務部設備課機械班まで持参又は郵送により提出すること。また、同様のデータを電子メールにて提出すること。

(3) 提出書類(各1部)

12(3)アに示す書類

17 概算工事費見積書等の再提出

16で改善した技術提案書を基に、次により概算工事費見積書、概算工事費見積内訳書を提出すること。なお、前項により改善された技術提案書に対して再度の改善要請が通知された場合は、本項に定める概算工事費見積書等も再度提出を求めるものとする。

(1) 提出期間

令和7年7月23日(水)から令和7年8月4日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

6(1)イに示す、静岡県財務部設備課機械班まで持参又は郵送により提出すること。

(3) 作成方法

資料1 静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

18 優先交渉権者の選定に関する事項

技術提案審査対象者の中から、評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定し、その結果を令和7年8月25日（月）までに通知する。なお、評価点の最も高い者が2者以上ある場合、このうち概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とする。また、概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

優先交渉権者として選定されなかった者（以下「交渉権者」という。）に対しては、選定されなかった旨を通知する。

19 非選定理由に関する事項

- (1) 交渉権者は、通知の日の翌日から令和7年9月2日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後4時までに、書面（様式任意）により発注者に対して非選定の理由について、説明を求められることができる。
- (2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年9月9日（火）までに書面により回答する。
- (3) (1)の書面は、6(1)アに示す静岡県財務部建築企画課契約班まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参又は郵送（期間内必着）のいずれかの方法でも可とする。ただし、電子メールにて提出した場合はその旨を電話で連絡すること。

20 結果の公表

プロポーザルの各段階において、以下の内容を静岡県ホームページに公表する。

公表時期	公表内容
設計業務契約後	業務概要、契約年月日、契約業者情報、契約金額、予定価格、随契理由、業務場所、業務区分、履行期間
工事契約後	業者名、各業者の技術評価点、随意契約結果及び契約内容、技術提案の改善過程、工事概要、経緯、競争参加資格確認等、技術提案審査、技術対話、価格等交渉、契約相手方の決定、専門部会の経緯

21 業務委託契約の手続

(1) 契約手続について

発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」及び設計業務委託の契約について協議する。これが整った場合に限り、優先交渉権者を設計者として、設計業務委託契約を締結する。

なお、この手続に参加した企業が、技術提案審査書類の提出締切日から優先交渉権者の選定までの間に、静岡県から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合及び「8 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

上記のほか、優先交渉権者との間で設計業務委託契約の締結に至らなかった場合又は優先交渉権者に事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、優先交渉権者は優先交渉権を失い、交渉権者のうち、順位が高い者から順に当該契約等の締結について、意思を確認した上で、協議を行う。

ア 設計業務委託契約について

(ア) 優先交渉権者は技術提案書の内容（以下「提案内容」という。）を適切に反映した特記仕様書を18の通知受理後令和7年9月1日（月）までに電子メールにて静岡県財務部設備課機械班宛に提出する。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した内容は除く。

(イ) 設計業務委託契約は、随意契約により締結する。

イ 基本協定書について

(ア) 基本協定書の締結にあたり、発注者及び優先交渉権者は以下の内容確認を行う。

- a 優先交渉権者より提出された概算工事費見積書等の算出根拠並びに妥当性・実現性
- b 概算工事費見積書等に基づく設計仕様・品質要求グレード（建築物の材料・工法等）
- c 本業務期間における概算工事費見積書等とのコストの乖離を防止するための、設計における設計仕様・品質要求グレード（建築物の材料・工法等）の確認・フィードバック方法

(イ) 発注者及び優先交渉権者は、工事費参考額と概算工事費のいずれか低い方の価格以内において、工事費限度額を基本協定書において定め、本工事の実施に向けて、設計において概算工事費を基にVE提案及びコスト管理を図りながら本業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。

(ウ) 本業務期間における発注者からの変更指示や、社会経済情勢の変化などの予見不可能な事由に起因する止むを得ない工事費限度額の変更については、別途協議するものとする。

(エ) 発注者が必要と認める場合は、上記(ア)から(ウ)における、確認、協議及び合意について、優先交渉権者との調整を行う。

(2) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(3) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細は21(1)ア(ア)の特記仕様書による。

(4) 履行期間

1 (2)のとおり。

(5) 設計業務委託料

1 (4)予算額の範囲内かつ上記(1)の契約の協議により確定した額を設計業務委託料とする。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 契約締結前までに提出する書類

契約を締結する前までに、以下の書類を各1部提出すること。

ア 特定建設工事共同企業体協定書(乙)

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定する許可の通知書の写し

ウ 有効な「建設関連業務委託競争入札参加資格の審査結果」通知の写し

(8) 契約の解除等

優先交渉権者が、契約締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、静岡県工事請負契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受け、発注者が、優先交渉権者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、優先交渉権者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書はその効力を失うものとする。なお、優先交渉権者は、協議、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らし

てはならない。

22 技術提案書の履行

(1) 設計図書への反映

優先交渉権者は契約後、提案内容を適切に反映した特記仕様書に即した設計図書を作成し提出すること。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シート（様式等は監督員との協議による。）を契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。

(2) 履行の確認

監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。

23 工事請負契約の手続

(1) 契約等手続について

発注者は、十分な技術提案が設計図書に反映できていると認められる場合、設計図書の完成時に優先交渉権者から工事費見積書を徴取し、工事費限度額内であれば、契約相手方として工事に関する契約条件等を確認する。これが整い、予算が成立した場合に限り、価格交渉が成立したもものとして価格等協議結果を通知する。なお、予算が成立しなかった場合は、本業務を中止する。

また、上記に係る国庫補助金の内示をもって、優先交渉権者を工事請負契約の相手方として、工事見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額で工事請負契約の仮契約を締結する。

工事請負契約の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日に本契約となる。ただし、議会において否決された場合又は国庫補助金の内示がなされない場合、その効力を失い、本業務を中止する。

上記理由により本業務を中止した場合、仮契約の相手方は、発注者に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

発注者は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに7 参加資格要件のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができる。

(2) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(3) 予定工期

3 (5) のとおり。

(4) 工事請負金額

21(1)イ(イ)の工事費限度額の範囲内かつ上記(1)により確定した額とする。

(5) 特定建設工事共同企業体の存続期間

乙型共同企業体の存続期間については、当該工事の請負契約の履行後3か月以上とする。

(6) 配置予定技術者

適正な監理技術者を専任で配置すること。

なお、監理技術者については、工事見積書の提出日以前に、当該構成員又は企業と3か月以上の雇用関係があること。

24 価格交渉の不成立

23(1)による価格交渉が不成立となった場合、優先交渉権者にその理由を付して交渉不成立通知を

行うとともに、基本協定を解除する。

その後、制限付き一般競争入札等により、対象工事の施工を別途発注する場合、優先交渉権者（共同企業体の全構成員）であった者については、入札に参加できない。また、協議、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

25 価格交渉不成立時の特許権等の取り扱い

価格交渉が不成立となった場合、設計図書に関する著作権については、発注者に帰属する。

また、設計図書に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（以下「特許等」という。）が含まれる場合、本工事の工事請負契約者が優先交渉権者に、発注者と優先交渉権者の間で合意した当該特許権等の許諾料等を支払うことにより、使用できるものとする。

26 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

27 その他の留意事項

(1) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第54号）によるものとする。

(2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。

ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 添付資料が参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合

エ 白紙である場合

オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合

カ 発注者名に誤りがある場合

キ 発注案件名に誤りがある場合

ク 提出者名に誤りがある場合

ケ その他未提出又は不備がある場合

コ 公告日から優先交渉権者の選定通知が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合

- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加者数が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (8) 本プロポーザルは、中止する場合がある。
- (9) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。